

重要なお知らせ

本製品はアフターマフラーの新基準「加速走行騒音規制適合」を満たしている合法マフラーです。

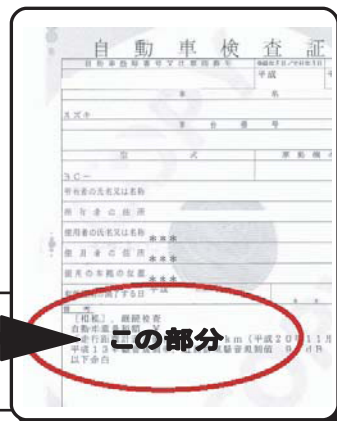


合法であることを示す認証プレートをサイレンサーに表示してあります。この表示があれば安心して公道を走行でき、もちろん車検もOKです。

※適合表

車名	YAMAHA TMAX560/TECH MAX	
年式 / 仕向地	20-23 / 国内仕様	
車体型式	8BL-SJ19J	
エンジン型式	J420E	
マフラー品番	AKRAPOVIC S-Y5R8-HILTJPA	
マフラー形状	フルエキゾースト	
JMCA認証番号	JMCA1023050065	
触媒番号	JMCA0500021	

注意: 上記型式以外の車両に装着し、公道走行した場合は違法となります。(車検書にてご確認ください)



新基準の対象となる車両の確認方法は？

- 車検証の備考欄の記載事項で確認ができます。
[マフラー加速騒音規制適合車]と記載されていれば対象車両です

- 加速走行騒音規制適合車に上記認証表示及び法規適合証明のできないアフターマフラーを装着した場合は「違法マフラー」とみなされます。
- 加速走行騒音規制適合車ではバツフル等の消音機構が脱着できる構造のマフラーは「違法マフラー」となります。

※排ガス試験結果証明書

同梱の排ガス試験結果説明書は車検時に必要な書類です。(右写真)
この書類を提出しませんが車検に合格することができませんので、大切に保管してください。
マフラー又はマフラーが装着された車両を販売、譲渡する際は付属の排ガス試験結果証明書も一緒に譲渡してください。

※適合表

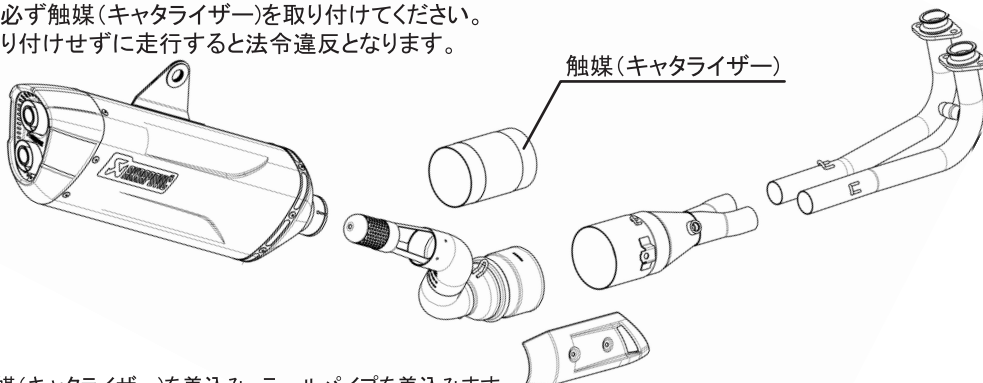
車種名	年式	車体型式	証明書番号
TMAX560	20-23	8BL-SJ19J	2350141

※排ガス試験結果証明書の再交付について

再交付をご希望される場合はサイレンサーの政府認証番号の画像を添えて請求してください。
再交付手数料3300円(税込)になります。

※その他

マフラー取り付け時には、必ず触媒(キャタライザー)を取り付けてください。
触媒(キャタライザー)を取り付けせずに走行すると法令違反となります。



※フロントエキゾーストに触媒(キャタライザー)を差込み、テールパイプを差込みます。

本製品の内容は令和05年11月現在の内容です